

音更町農業委員会委員候補者評価一覧表

被推薦者・応募者番号	評 価 案	委員会の評価	備 考
1	候補者とする。	候補者とする。	
2	候補者とする。	候補者とする。	
3	候補者とする。	候補者とする。	
4	候補者とする。	候補者とする。	
5	候補者とする。	候補者とする。	
6	候補者とする。	候補者とする。	
7	候補者とする。	候補者とする。	
8	候補者とする。	候補者とする。	
9	候補者とする。	候補者とする。	
10	候補者とする。	候補者とする。	
11	候補者とする。	候補者とする。	
12	候補者とする。	候補者とする。	
13	候補者とする。	候補者とする。	
14	候補者とする。	候補者とする。	
15	候補者とする。	候補者とする。	
16	候補者とする。	候補者とする。	
17	候補者とする。	候補者とする。	
18	候補者とする。	候補者とする。	
19	候補者とする。	候補者とする。	

## 諮問に係る評価案の理由

### 【被推薦者及び応募者の番号】

被推薦者及び応募者について、受付順で番号を付番する。ただし、農業者による推薦、団体による推薦、一般募集に分けた形の通し番号とする。

### 【全般的評価】

音更町農業委員会委員候補者の評価基準（平成29年2月20日当委員会議決。以下「基準」という。）に照らし、次の事項により評価した。

#### 1 認定農業者の別の評価

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第5項の規定に基づき、定数（19人）の過半（10人以上）が認定農業者でなければならないが、被推薦者・応募者19人のうち、1番から18番までの18人が認定農業者であり、候補者として適当であると評価した。

#### 2 非農業者の確保に係る評価

法第8条第6項の規定に基づき、農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者、すなわち非農業者が1人以上確保されなければならない。被推薦者・応募者19人のうち、19番が非農業者であり、候補者として適当であると評価した。

#### 3 性別・年齢の偏りの解消に係る評価

法第8条第7項の規定により、女性の確保、青年層の積極的な登用に努めることとされているが、残念ながら、被推薦者及び応募者にいわゆる青年層（20歳代、30歳代の年齢層の者）及び女性はいなかった。

なお、現在の農業委員会委員の平均年齢が56.8歳であるが、1番から19番までの平均年齢は、52.9歳であり、現委員会委員の平均年齢と比較して3.9歳低くなった点について、一定の評価をする。

### 【個別的评价】

基準に照らし、推薦状況（被推薦者と地域とのつながり等）、農業関連の公職等の就任経験、推薦理由（応募理由）を評価した。

- 1番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 2番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に

寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。

- 3番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 4番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 5番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 6番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 7番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 8番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 9番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 10番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 11番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 12番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 13番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。
- 14番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者

として適当であると評価する。

15 番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。

16 番～認定農業者であること、地域組織代表者の3名以上の連名による推薦及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。

17 番～認定農業者であること、農業団体による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。

18 番～認定農業者であること、農業団体による推薦、農業関連の公職の就任経験及び推薦理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。

19 番～非農業者であること、農業関連の公職の就任経験及び応募理由から農地利用の最適化の推進に寄与できるものとし、候補者として適当であると評価する。

以上